

# Making the world safe for statehood

——1930年代におけるC・シュミットの国家論

星野 修

〈本稿は、2008年7月17日、新たに発足した「近代化と民主主義」研究会の初会合での報告に基づき、加筆いただいたものです〉

※ ※

はじめに

タイトルの Making the world safe for statehood の statehood は、国家をドイツ語で Staat というのですが、Staatlichei の英訳で、国家的な事柄とか国家的なものという意味でカール・シュミット (Carl Schmitz / 188

8~1985年) は使います。それが20世紀において終焉したというのがシュミットの立場です。

「近代化と民主主義」という研究会においてシュミットを取り上げることとは果たして適切なことなのかどうか、ずいぶん悩んだのです。というのは、シュミットというのは近代化もデモクラシーもナンセンス以外の何ものでもないという立場をとる思想家でありました。ワイマール憲法48条2項の規定に大統領の緊急命令権、つまり、「公共の秩序と安寧を回復するために必要な措置を大統領は執りうる。またそのために武装兵力をも

投入しうる」という規定があります。シュミットは、それに依拠した大統領独裁の理論を、いわば破綻国家状態にあったワイマール共和政末期に展開したことで知られております。カール・ブラッハーのチームを使えば、ワイマール共和政が《権力喪失》から《権力真空》へと移行していた時期にきわめて過激な理論を展開したわけです。

### 独裁を法理論化

彼の大統領独裁の理論というのはほとんど戒厳令に近いのですけれども、議會を停止し、準軍事組織だったNSDAP（ナチ党）とKPD（ドイツ共産党）を国軍の武力で制圧する、さらにワイマール憲法第2編に列挙されている人権条項を一時的に停止するという構想であったと思います。こうした措置によって、解体の危機にあった国家を再建するということがシュミットの第一の目的でした。つまり瀕死の状態にあったワイマール共和国に換えて、国家の障害となるものをすべて除去し、純粋な全体国家、シュミットの言葉でいうと、強力で質的な全体国家（total state）を樹立するという

構想を、1930年代の前半に提示しました。

ナチズム期の1934年頃まで、彼はこの全体国家論を展開しますが、その後ナチ党の方が全体国家論に対する攻撃を始めたので、彼もそれを撤回し始めていきます。またその後には彼は国家という概念そのものも放棄して、Grossraum（広域圏）論とか「大地のノモス」論に入ってしまったわけです。1930年代前半のシュミットの理論は、変わっているといえれば変わっているのですけれども、20世紀の第三世界においてはしばしば見られますし、あるいは東欧圏においてもよくありますし、お隣の韓国でもかつてしよっちゅう見られた事態を、法理論化した、あるいは政治理論化したわけで、その意味ではユニークな学者だったといえるかもしれません。

こうしたシュミットの権威主義的な国家モデルに対して、グノーシス主義的な国家論ではないのかという指摘がなされています。シュミットは20代の時の日記を残していて、それが2004年に公開されたのですが、ドイツの週刊新聞『ツァイト』（Die Zeit）にその書

評を書いたトーマス・アシユアーは、シユミットの權威主義的国家論の裏地にあったものこそグノーシス主義的な世界像だったと主張しています。グノーシス主義は、2世紀頃に出てきたキリスト教の異端的セクトです。彼らの根本的な基本認識は、「人生とは、あるいはこの世に生きていることは地獄だ」という感情です。

世界は不完全で墮落しており、それは巨大な牢獄に等しく、われわれは真の自分自身とはまったく異質の諸権力と法に隷属して、この牢獄に幽閉されている。つまり、世界はキリスト教が教えているように善なる創造主が創ったのではなくて、悪なる創造主、デミウルゴスが創ったのだという考え方です。シユミットのよきな国家に全能を付与する理論には、こうしたグノーシス主義的な世界理解、つまり、「世界が悪魔によって魔法をかけられているのであるならば、暗黒の諸勢力の活動を封じ込めるといふ課題が国家に振り当てられている」とする考え方が、その背後にあったのではないのかとっています。大変おもしろくもあり、いくぶんばかばかしくもあるのですけれども、この時期の

シユミットの状況を考えると、わりあい説得力のある議論であるともいえます。

シユミットは、第一次世界大戦末期と敗戦直後に、彼の人生における最も失意の時期を送ります。つまり戦争によって親友を失い、結婚詐欺師の女によってだまされて結婚し、財産を奪われ——のちに、この婚姻の無効を訴えて、しりぞけられ、その結果としてカトリック教会から破門される運命をたどるのですが——そのどん底状態にあったときに、キリスト教神父たちが反駁したグノーシス主義の異端たちの文書をひたすら熱中して読んだことが日記に記されているそうです。たいした話ではないのですが、これが少しリアリティーを持っているのはどうしてかという点、第一次世界大戦後のドイツというのは、シユミットにとつてまさしくグノーシス主義的な世界認識をますます強化させるような、悪夢のような現実でしかなかったからです。

### 国家の敵への呪詛

レジュメのはじめのところに *Positionen und Begriffe*

im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles, 1949」という著作をあげておきました。これは第二次世界大戦後、決して再刊されることのなかった禁じられた著作の一つです。もう一つはいわゆるナチ版『政治的なものの概念』といわれる1933年版『政治的なものの概念』で、この2冊だけがシュミットが戦後再刊できなかった著作です。この著作は、ドイツと日本の大学図書館の片隅にひっそりと埋もれて緘く人もほとんどいなかったのですけれども、最近ようやく再刊されました。

このタイトルがシュミットの当時の立場をはつきりと示しています。直訳すると『ワイマール、ジュネーブ、ヴェルサイユとの戦いにおける(諸)立場と(諸)概念』です。このタイトルが示すように、第一次世界大戦後に出現したワイマール・デモクラシー、ジュネーブの国際連盟、そしてヴェルサイユ講和条約、これらへの呪詛と攻撃をまき散らした36編の論考からなる350ページの本です。エタテイスト(国家主義者)のシュミットにとって、ワイマール・デモクラシーは政治的統一体としての国家を政党国家的な多元的分裂状態

へと墮落させるものでしかありませんでした。国際連盟は主権国家の手を縛り、その自由な活動に制限を課すものであり、またヴェルサイユ条約はドイツを武装解除し、徴兵制の施行を禁止し、主権国家としての権能を奪うものでしかなかったからです。こうした現実こそ、グノーシス主義的な国家論と後にいわしめるような現状認識を、シュミットが提示することになった理由かと思えます。

## 1 退歩史観——シュミットの思惟様式

なにかの著作の後書きで、丸山眞男が「どんなに素朴に見えようとも、私は歴史の進歩を信じる」と書いていたと思います。20世紀の歴史を振り返った場合に、私たちはどのように素朴に歴史の進歩というものを信ずることはとうていできません。にもかかわらず、やはり、歴史は進歩してほしい、人類社会は進歩してほしいという祈りとも願いとも似た気持ちをとんとどの人間が抱いていると思います。大まかな傾向としては、やはり歴史は進歩してほしいと思っ

こうした我々の素朴な願いとか祈りのまったき彼岸に  
いるのが、C・シュミットの立場であつたと思ひます。  
シュミットは、およそ進歩というものを信じない。歴  
史は退歩し墮落するという立場に立脚していたと思ひ  
ます。それは、物事はすべて初源状態においては光り  
輝くものであるけれども、時間の経過によつて古び、  
やがてその輝きを失ひ失墜するという、きわめて変わ  
つた形而上学的前提だつたと思ひます。

シュミットが明示的に述べている彼の政治理論のも  
う一つの形而上学的前提は、「人間の性悪説」です。こ  
れは『政治的なもの概念』において展開しているの  
でよく知られています。しかし、この墮落史観といひ  
ますか退歩史観の方は、シュミットが決して明示的に  
は述べなかつたものですが、これこそがシュミ  
ットを理解する上で一つの鍵となるものではないかと  
考えております。むしろ、きわめて変つた立場なの  
ですけれども、広く世界の諸宗教を見るなら、こうい  
う立場は普通に見られることです。ミルチャ・エリア  
ーデの宗教史研究の著作を繙けば、アルカイック宗教

というものはおしなべて、世界や宇宙は疲弊し、森羅  
万象は衰退する、世は乱れ人心の荒廢は進むという、  
いわば終末論的思想を展開してました。ただ、20世  
紀の知識人がこういう思想を展開したというのはきわ  
めて稀なことと思ひます。その具体例として二つの著  
作に触れながら説明したいと思ひます。

#### 「精神の中心領域」の変遷・墮落

1929年にシュミットは「中立化と非政治化の時  
代」という論文を発表しました。現在は『政治的なも  
の概念』の1963年版に付録として入つています。  
ここでシュミットは、人間の精神活動の中心領域が変  
化し、かつての中心領域が中立化し非政治化するとい  
う過程について述べております。具体的に言いますと、  
16世紀は神学的なものの時代、17世紀は形而上学の時  
代、18世紀は人文主義と道徳的なものの時代、19世紀  
が経済の時代で、20世紀が技術性の時代だとしていま  
す。その時代における中心領域というのは、人々の精  
神活動において対立と抗争の中心点だつたのですけれ  
ども、やがてその対立が中立化され、中心領域として

の地位から周辺へと追いやられていくことよって非政治化される。すなわち神学的・宗教的対立が、やがて非政治化される。それから形而上学的対立が非政治化される。その果てに西洋がたどり着いたものは何かというと、精神的虚無、つまり呪術的宗教ともいえるべき技術信仰であり、それはほとんど「文化的死」に等しいのです。神学的なものから経済、技術へと人間の精神活動の中心がどんどん墮落し退歩していくというのがシュミットの立場であるかと思えます。

#### 国家・社会の変遷・墮落

最も簡単な例では1932年版の『政治的なもの概念』において、国家の墮落過程ないしは退歩過程について述べています。これもよく知られている話です。18世紀の絶対主義国家から19世紀の中立国家、あるいは国家が社会に干渉しないという意味での非干渉国家へ。シュミットは一貫したアンチ・リベラルの人です。19世紀自由主義というのとは彼にとつて憎悪と軽蔑の対象でしかなかったのですが、輝ける絶対主義国家が凡庸な自由主義国家あるいは中立国家となり、政

治的対立を経済領域での競争へと変える。さらに悪いことには、20世紀においては、民主化が進んだことよってドイツにおいても他のヨーロッパ諸国においても、国家と社会が同一化してしまう。つまり、全体国家化してしまった最も悪しき国家が出現したということです。彼の悪い癖なのですけれども、批判すべき対象も政治的到達目標として追求すべきものをも同じ「全体国家」という言葉で述べるのです。こうしたより悪しきものへと転落していく、墮落していくという歴史観を、シュミットは持っていたと思います。

#### 「国家成立の始原」への回帰

こうした場合、救済方法として二つのものが普通アルカイック宗教では展開されます。一つは《始原への回帰》、始まりの場所、始まりの時代へ帰る。もう一つは救済主の待望です。シュミットにおいては、始原への回帰こそが彼の国家論あるいは全体国家論のほとんど中心のモチーフだったと思います。どんどん世界が疲弊し、森羅万象が衰退していく、世界が悪くなっていくときにどうしたらいいのか。人間の苦悩、現実の

困難から脱却するために、アルカイック宗教が提示してきたものは常に同じであり、古代インドのヨーガ・ストラですとか、仏陀の実践し推奨したところの始源への後退。意識、魂をどんどん過去へ遡らせていく。現在、中沢新一が《対称性人類学》で提唱している方法と非常に似ているのです。つまり、古代へ帰るのだ、源始的思考へ、自然的思考へ帰るのだ、国家が成立する以前に、一神教が成立する以前に帰るのだという方向です。

シュミットの場合はどのような形で始源へ回帰しようとしたのかといいますと、歴史を逆行して一挙に国家が成立した黎明の時期に、その瞬間に、国家の始源状態に回帰することを目指したのだといえるかと思えます。ただし注意すべきことは、シュミットの場合の Staat (英語では state) ですが、きわめて空間的・時間的に限定された意味で使っています。すなわち、国家とは、空間的には西洋、西ヨーロッパにおいてのみ、かつ16世紀から20世紀初頭においてのみ成立している政治的形態なのです。それは、あくまでも stato であり、state

であり、Staat であり、Etat ではない。それはこの空間と時間、場所と時代を除いては存在しない。ただ、それがのちに模倣されて世界に広まっていっただけなのだという立場です。だからこうした国家が成立する始源へと回帰すればいいのだということなのです。

そのことをシュミット自身は、あまりホップズ論でもボーダン論でも述べていないのですけれども、戦前期の1941年の論文では次のように言っています。16世紀におけるフランスの宗教的内乱から「あらゆる神学的に宗教的対立を中立化し、たとえ教会が国家教会となるにせよ、生を世俗化するところの、主権的な政治的決断の思想が成立した」。その際、「教会は、国家の福祉行政 (Police) と民衆教育の手段として、公共的秩序と安寧の維持手段となるか、あるいは敬虔な個人の単なる私事 (Privatsache) となった」のです。この過程において中世的な団体や制度、封建的な身分制的団体あるいは教会団体がローラーで押し潰されていくように、意義と存在意味を失っていったということです。

この過程は、ワイマール・ドイツを多元主義的分裂や混乱に陥れている当時のドイツの左右のイデオロギー政党を、とりわけNSDAP（ナチ党）とKPD（ドイツ共産党）ですけれども、それらをことごとく押し潰し解体したいというシュミットの願望に合致するものであったかと思えます。

およそ多元主義的な分裂とか混乱を嫌うが故に、ドイツにおいてシュミットはしばしば政治的審美主義者とされていますが、彼の審美主義的要求に見合うものこそ絶対主義国家の純粹な形だったのではないかと思えます。それは、国家財政、国軍、国家の福祉行政 (Staatliche Polizei) を統治手段として、領域的主権を確立していった。そこでは、国境、ボーダーは単なる地理上の目印ではなくて、同時にフロントを意味していた。国境すなわち軍事上の前線なのだといひ方は、いかにもシュミットらしい表現です。こうしてシュミットは、ヨーロッパにおいて初めて成立した国家、つまり *Etat*、*Staat*、*state* を賛美します。この点についてはまた全体国家論で述べたいと思えます。

## 世俗化されたメシアニズム

もう一つの世俗化されたメシアニズムというのは、これはシュミット自身にはなかったと思うのですけれども、宗教が提示するところの腐敗し混乱し墮落した現在から脱却する道筋は、つねに救世主待望です。当時のドイツにおいても、保守層は、シュミットと同様に大統領独裁を期待し、民衆の多くはヒトラーによる国民革命に夢を託したといえるかと思えます。メシアニズム的な期待に満ちあふれていた時代でもありました。それぐらい混乱に満ちていた時代でした。

## 2 《永遠の》国家の原型——「全体国家」論

永遠に二重カギ括弧をつけていますけれども、ドイツ語で「永遠の」に当たる形容詞 *ewig* は宗教的意味を帯びた言葉です。現世における、あるいは人間の事柄において、*ewig* であるものはないからです。シュミットの全体国家論は、リユーターズという後の学者たちによって、宗教的意味を込めて、永遠の国家の原型と評されています。

## 政治的決断の独占体としての国家

シュミットにおいては、国家の原型というのは政治的決断を排他的に独占する存在、その独占的な担い手以外の何ものでもないのです。具体的に何を指しているのかというと、ほとんど主権者たる国王とか領主、そしてそれプラス行政組織（官僚組織や軍）、そうしたものでしかないのですけれども、たった一人の手に政治的決断、主権的決断の権限が握られている状態、そういう国家を指しています。シュミットがワイマール末期に展開した全体国家論は、当時の保守的な知識人や伝統的な支配層にとつて、あたかも危機から脱却する政治的福音のごとく熱狂的に支持されたわけです。なぜそれほどまでにシュミットの全体国家論という、ほとんど反動といますか右翼的といいますか、そういう政治論がもてはやされていったのかを説明する際には、若干ドイツの近代史を振り返らざるを得ないので、話がくどくなるのですけれどもお許しただければと思います。

## 国家統合に失敗、柱状化社会に

ドイツというのは1870年に成立するのですけれども、地域的、宗派的それから階級的に非常に分裂しており、社会統合、国民統合が著しく困難な国家でした。ビスマルクはこれを統合するために、いわゆる消極的統合（negative integration）という方法を取ったとよくいわれています。どういうことかというと、国民や社会を積極的に統合するのではなく、むしろ国内にスケープゴートを発見してそれをいじめることによって、それ以外の人間が肩を組む、仲良くなるという方法です。具体的には、1870年代以降展開されたカトリックを弾圧する文化闘争や、1880年の社会主義者鎮圧法（Sozialistengesetz）という社会民主党と社会主義者を弾圧していった法律によって、カトリック教徒や社会主義者の集団に、Reichsfeinde、つまり「帝国の敵」という烙印を押して、かれらを叩くことによってそれ以外の集団がまとまろうとする。そういうストラテジーを、ビスマルクは採ったといわれています。

しかし、その結果としてカトリック及びその政党の

中央党、あるいは社会主義者・労働者階級及びその政党である社会民主党という二つの政党が、国家の中の国家として自律し始めてしまうわけです。すなわち、全体社会から自分たちの組織利害を守り抜き、生き延びるために独自の社会を作る、いわば柱状化社会を形成する。ラーガー（陣営）とかミリュー（環境）ともいわれているものですが、全体社会の中に独自の縦割り社会を作ってしまう。自由主義陣営は弱かったのですけれども、保守主義陣営はユニカーでもある軍人、官僚を中心とするそれ自体同質的な階層でしたので、結束力は比較的強かった。ドイツは当時、少なくとも3つか4つに分断された柱状化社会となっていた。ウェーバーもまた1907年の段階で、「大量の官僚というマシーンを備えた国家の中の国家」となっていると、ドイツ社会民主党を批判しましたが、それは、こういう事態を指しています。

### 国家内部で、部分的な国家が対立

ドイツがそれなりに統合を果たしたのは、第一次世界大戦、当時は欧州大戦と呼ばれたのですけれども、

それが勃発した1914年8月の《域内平和》によつてです。つまり、連合国側と戦うために労働者階級もまた国民の一員として一致団結するのだという、万国の労働者が団結するのではなく逆の方向に行ってしまったという有名な話ですけれども、この総動員体制の中で初めて国民統合がかりその成功をみたといわれています。

敗戦の後に、ドイツは比例代表制を採用した議会制デモクラシーを開始します。ところが、この比例代表制というのが非常に悪しき作用を及ぼして、階級対立と宗派対立を政党政治的に再び固定化する役割を果たしました。サルトリーがいつている「分極的多党制」polarized multiparty systemの典型というべき状況が出現したわけです。すなわち、左右の政党のイデオロギーク間距離が非常に大きく、しかも反体制政党を抱え、政党数が6〜9に分裂している。この分極的多党制の下では、政党数が3〜5の穏健多党制とは異なり、連立政権を組むことが非常に困難で、ドイツは1925年頃からの相対的安定期を除いて、つねに政権の動揺と

崩壊を繰り返しました。

また連邦制によって、伝統的な地域間対立のみならず、州政府と連邦政府との対立が生まれました。とりわけワイマール共和政末期においてはドイツ最大の州のプロイセン、そこはSPD（ドイツ社民党）が政権を握っており、中央政府である連邦政府はこれを潰そうとする大統領内閣の保守派が政権を握っておりましたので、その対立が激化していつて、最後はこれを潰します。

当時の政党国家的デモクラシーは、シュミットによれば、国家が社会化し、社会が国家化する、左右のイデオロギー政党が、すなわち社会の中の部分的な国家が、形容矛盾なのですが、全体国家へと化してしまっている。部分的な国家が全体国家化するというのは、すなわち陣営とか柱と呼ばれる小社会の中で、それに属しているメンバーの全ての生活が行われる。学校、図書館、ボーリング・クラブ、あるいは教育から文化に至るまで全部陣営によって囲い込まれている社会が出てくる。これによってドイツの統合がいつそう困難

になり、内戦の危機を招いているのだというのが、シュミットの判断だったわけです。シュミットによれば、「多元主義的な政党国家はその弱さの故に全体的になる。なぜならこの国家はあらゆる利害関係者への要求を満たさなければならぬので、いかなるコントロールも断念しつつあらゆる生活領域に干渉する。それは干渉の範囲と領域の点において、量的に全体的な国家なのである。今日のドイツ国家は弱さと無抵抗によって、すなわち殺到する諸政党と組織化された利害関係者を阻止しえないことによって全体的なのだ」とされます。つまり、シュミットは、弱さに由来する量的全体国家というのがワイマール共和政末期のドイツの現実だと主張しているのです。

### 「強力で質的な全体国家を」

これに替えてシュミットが目指したのはまた全体国家と呼ばれるものなので、こちら辺がシュミットのおかしいところなのですけれども、それは「強力で質とエネルギーの意味において全体的な国家」だということです。シュミットのいうところの質的な全体国家という

のはいったい何なのかということをお話しいた  
いのです。

シュミットによれば、質的な全体国家への転換は行  
政国家への転換なのです。しかもそれはワイマール憲  
法48条2項による緊急命令権の運用によって、193  
0年以来、すなわち議会多数派に基盤をおかない、つ  
まり多数派形成ができないが故に少数派の中から大統  
領の信任のみを得て形成された大統領内閣に移行して  
からですけれども、そこにおいてすでに行政国家を大  
幅に実現しているといっています。その意味は何かと  
いうと、当時の内閣が議会少数派であり、多数派を形  
成しえなかったが故に立法ができない。立法に代えて  
全て大統領の緊急命令、行政命令によって統治を行っ  
ていたという事情を指しているのです。つまり、立法  
府を介しないで、直接、統治権者が立法権限と行政権  
限を手中に収めるといふ国家です。この行政国家とし  
ての全体国家は、法律によってではなく、具体的状況  
に応じた措置 *Massnahme* によってのみ統治する。むろ  
んこの措置はもはや法律と区別されなくなった措置

である。すなわちそこでは、立法および統治の過程に  
政党や社会集団が介入することができない。それは社  
会から完全に自律的な国家であり、自律的な政策決定  
および強力な権力行使が行われる。

量的全体国家というのは、シュミットによれば国家  
は社会の自己組織化となっており、国家と社会が一体  
化していた、あるいは同一化していたといえます。そ  
れに対して質的な全体国家の特徴は、国家が社会から自  
己を再び分離し、国家を非社会化し、社会を非政治化  
することにあるのだといっています。この国家と社会  
との分離という意味においては、質的な全体国家はシュ  
ミットがいうところの19世紀的な中立国家への回帰で  
ありました。しかし、中立国家は社会に対し、19世紀  
においては非干渉だったのですけれども、質的な全体国  
家はいかなる社会領域にも措置 *Massnahme* によって強  
権的に介入します。それゆえ、この国家は中立的では  
なく、やはり全体的であり、いっさいの権限が大統領  
に集中した一元的行政国家であるといえるかと思いま  
す。社会集団や政党のいっさいのデモクラティックな

コントロールから免れて、まさに権威主義的独裁を可能にする国家です。

### 国家を破綻から救う、政治的福音

シュミットはこうした国家によってのみワイマールの危機を克服しようという議論を、1929年に「大統領の独裁」、1930年に「憲法の番人」、1932年に「合法性と正当性」という著作や論文において展開し、大統領独裁という権威主義体制の樹立を主張し始めました。しかも、このシュミットの「全体国家論」こそ、破綻国家化しつつあった当時の状況においては、唯一の希望、唯一の政治的福音であったのではないかと思います。危機からの脱出の道を説く唯一の福音、そういう形で保守層とか伝統的支配層から熱狂的な支持を受けたといえます。

では、この全能の国家というべき質的全体国家の現実的可能性を考えてみると、やはりとんでもないところではないようです。シュミットがこうした着想を得たのは、おそらく第一次世界大戦時のルーデンドルフの独裁、戦時独裁です。参謀本部独裁ともいわれ

ておりますけれども、議会のコントロールから逃れて、参謀本部およびルーデンドルフ自身がいつさいの戦争指導を行っていた。さらにそこにおいては戦時統制経済が行われていて、レーニンドイツの戦時統制経済をみて、彼の国家社会主義構想を思いついたといわれています。彼は、封印列車でロシアに帰るときに、ドイツの戦時統制経済のような社会主義経済を作る、国家の指令によって全てを動かしていくという着想をえたと。

この第一次世界大戦の独裁体制ないしは戦時体制というものは、《ブルジョワ・レーニン》とも評されるシュミットの理論にも大きな影響を与えたと思います。シュミットの全体国家も、権力を一元的に集中させるという意味では、戦時統制型あるいは戦時動員型の国家であったと思います。しかし、それはあくまで「例外状態」、*Ausnahmestand*の状態ではないと思うのです。それはいわゆる、近年、アガンベンによっていわれているホモ・サケル化状況、「剥き出しの生」に国民がさらされる状態、具体的には、国家に逆らうこと

ができない、さらには人権も自由も市民としての権利もいっさい剥奪される、あるいは生それ自体、動物的生それ自体が保証されない体制です。シュミットのいう全体国家とは、結局、権力の監視と国家テロルの恐怖によってのみ支えられるような、すなわちナチ支配体制とほとんど変わるところがない、そういう国家でしかなかったのではないか。

現実的にはこうした「例外状態」を常態化し続けるということとは、やはり無理なのではないか。やるとすれば、ナチのような国家にしかならない、そう結論づけざるをえません。ただ当時の危機状況においては、軍と官僚と大統領の三者が結びつき、それらのみが全ての権力を握って国家を救済する、混乱と無秩序から脱却するということがたしかに現実的可能性としては、ありえたと思います。むしろ、それはデモクラシーを破壊し、人権の停止にまで至るのですけれども、それ以外の道は、国家を、そのみを救おうとするのであれば、なかったものであり、結果として出現するのは悪夢のようなものであっても、当時シュミットの理論が

熱狂的に受け入れられたのは理由なきにしもあらずという気がします。国家の解体というものを回避するための最後の手段というものを、シュミットはおそらく提示していったのだと思います。それは、彼が他の著作で述べるところの16世紀の絶対主義国家と近似した体制であり、デモクラシーも何もない世界です。しかし、第三世界の60年代以降の、東南アジアのタイをはじめとする軍事クーデターなどを見れば、よくありがちの政治体制であるともいえるかと思えます。

#### ナチのシュミット批判、「国家より民族」

こうした全体国家論を、シュミットはいささか趣を変えつつも、1933年以降、ナチが政権の座について以降も展開しています。ナチもまた、最初の頃はこれに従うのです。なぜかという点、伝統的な支配層の協力を得てナチの体制の基礎固めをしたかった、つまりドイツの伝統的な支配層である軍人、官僚層、ユニカーたち、それから財界人と、下からのし上がってきたナチ党とを橋渡しする機能を、シュミットの全体国家論は果たすのです。ナチは運動であり、党なので、

国家的要素を欠落させていました。

シュミットの全体国家論というのは、ケルロイターたちによってナチ・イデオロギーに合致しない、民族至上主義的でない、民族を前面に出していないと批判されます。彼の第二の憲法理論といわれている『国家、運動、民族』という1934年に刊行したナチ憲法理論ともいべき著作がありますが、シュミットがそこでまず第一に打ち出すのが *Staat*、国家なのです。これがケルロイターたちは気に入らないわけです。「運動」というのはナチ党のことなのですけれども、ナチは政党といわないで自らを運動と称していたのです。まず運動が第一なのです。あるいはさらにそれ以前に、民族が第一にあるというのがナチ・イデオロギーであって、国家を前面に打ち出すシュミットの理論は非ナチ的であるという批判が行われた。ナチにとっては国家など、どうでもよかったのでしょうか。運動が全て、ナチ党が全てだったということで、1936年以後、シュミットは権力の中核から蹴落とされていく。そしてやがて影響力を失って、ベルリン大学憲法学教授の地

位は1945年までは維持するのですけれども、ほとんど忘れられた周辺の存在と化していくわけです。

### 「国家性の時代の終焉」を宣言

権力に最も近づいたシュミットが、ナチ党によってパージされて以後、何を展開したかというところ、国家性の時代の終焉という議論を展開し始めます。またヨーロッパ公法という概念を展開し始めます。当時、ナチがポーランド、チェコ、オーストリアを次々と併合——ナチは *Anschluss* (併合) と称していました——していく。ドイツをヘゲモニーとする、いわばヨーロッパ内部に帝国を作り始めるのです。そうした現実にも対応して、国家という政治的概念がドイツにおいてますます意味を失っていく。それに合わせるようにして *Grossraum* 広域圏の理論を展開する。戦中の日本に大東亜共栄圏という構想がありましたが、あれに非常に近いと思います。ナンセンス極まりないのですけれども、ドイツが占領し支配している諸民族との共存共栄をはかる、そこにある大きな政治秩序、*Grossraum* を、英語でいうと *great space* ですか、大空間というものを作って

いく。そしてそれは帝国ではない。

シュミットにいわせると、帝国というのはヨーロッパに隷属民を作ってはいけない、よその大陸に植民地をつくって搾取しなくてはいけない、同じヨーロッパ内でそういうものを支配するのは帝国ではないとする都合のよい議論を展開しています。シュミットの広域圏というのも、やはりドイツのお隣の国々を支配するので、帝国支配とはいわず *Grossraum* といったのですけれども、それに合わせた方向で、こののち議論を展開していきます。

1941年以降、失意の底にあったシュミットは、国家的なるもの、*Staatlichkeit* (statehood) と訳してよいか疑問なのですけれども) の時代はもう終わってしまったと宣言します。国家についてはもはや何も語らなくてもよいというのです。1941年の論文ではもう少し丁寧な言っているのですけれども、『政治的なるもの概念』の32年版を63年に再刊したときの前書きでは、「人類のヨーロッパ的部分は、つい最近まで次のような時代にあった。その法学的概念が完全に国家によって刻

印され、政治的統一体としての国家を前提しているような時代を生きてきた」というのです。国家性の時代は今や終焉を迎えた。それについては何もいうことがない、語らずともよいというのです。やはり63年版の前書きで、「ヨーロッパ中心的な国法学及び国際法学が、400年にわたる頭脳労働において築き上げてきたところの国家に関わる概念の全上部構造が終焉した。たしかに今なお国家という概念は残っているけれども、政治的決断の独占的担い手としての国家、そのヨーロッパ的形態の傑作は退位した」と断言しています。

#### 「敗者を裁く」戦争へと変化

またシュミットはヨーロッパの国家性の時代が大きく発展したときに、ヨーロッパ公法という壮大な体系が成立したが、しかしこの体系の時代も過ぎ去り、もはや今日ではそうしたものは樹立しえないのだということです。ヨーロッパの公法の体系というのは、ヨーロッパにおいてのみ主権国家というものが成立した、そしてその主権国家においては、戦時においても正しい敵として遇し合う、すなわち戦争の正・不正は問わ

ない、攻撃戦争であれ侵略戦争であれ、宣戦布告という手続きさえ踏めば国際法上合法的なのだといえます。そういう時代が1914年まで続いたし、第一次世界大戦もそのようにして戦われたというのです。これをシュミットは、無差別戦争観といったわけです。

それが変わったのはベルサイユ講和条約からで、法の不遡及という原則を侵してまで敵を犯罪者にする、そして法外な賠償請求をする。かつては国家間の戦争において戦う場合に、どっちが悪いとか、どっちに責任があるとか、どっちが犯罪者であるとかいえない。非戦闘員を攻撃しない、捕虜を虐待しない、つまり戦時国際法に則っての戦争であれば、それは国際法上合法的とされた。こういう主権国家間の戦争あるいは主権国家間の対立を規定する世界というのが、ヨーロッパ公法の世界だったというのです。シュミットだけがそういつているのですけれども、それも終わったと。

シュミットが夢み、追求したところの全体国家というものが、実質的にナチによって実現し、その悲惨な現実をみて絶望し、そして別のものへと夢をかけてい

ったという気もします。自分の生涯を総括するかのように、ずっと国家に夢と希望とをかけてきたエタティストのシュミットが、国家性の時代は終焉したのだといい、彼の夢の終わりを告げています。

ちなみにタイトルは、1917年4月に第14代アメリカ大統領ウィルソンが欧州大戦に参戦するための議会演説を行うのですが、その時の演説のタイトルが“The world must be made safe for democracy”です。アメリカは世界を民主主義のために安全にしなければならぬ、というのが参戦理由でした。それを振<sup>も</sup>つて、シュミットの全体国家論の眼目を、いわば「世界を国家性のために安全にすること」であったとみなし、このようなタイトルにしました。

(ほしの おさむ／山形大学人文学部教授)